

相談窓口となる議会事務局（局長・次長）も含め、全体を通じ被害者のプライバシーや二次被害等を被ることのないように十分に配慮します。

議員から、パワハラ・モラハラ・セクハラ・アルハラ等のハラスメントを受けた
or 目撃等した

相談
通報

関係者

(相談窓口) 議会事務局 局長又は次長

(第6条)

報告

局長

関係者に対する事実関係を把握するための調査

(第7条)

実施

議長

必要と認めるときは、**審査委員会設置**
(※委員会の設置を必要とせず調査のみにより認定等される場合もあり。)

(第8条)

(第9条・第13条)

関係者

調査
協力

認定

守秘
義務

議員
議会事務局長・次長
委員会委員

① 審査委員会は、審査結果を議長に報告

(第10条)

② 議長は、調査のみ又は委員会にてハラスメントが認定されたときは、**当該議員に対し内容を通知し、指導、助言、注意等の必要な措置を講じるとともに、関係者に対しても、内容及び講じた措置を通知しなければならない。**

(第11条)

(※認定されなかったときも、結果を通知する。)

① 全員協議会を開催し、ハラスメントを行った議員の氏名、事案、講じた措置を報告する。HP等への公表について、議運で可否を決定。

(第12条)

② ハラスメントの概要を公表することにより**被害者が特定されるおそれがあるとき、またはハラスメント被害者が望まないときは、その一部を公表しないもの等とする。**